**「公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領」新旧対照表**

**資料２－４**

| **改正後** | **現行** | **備考** |
| --- | --- | --- |
| 公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領（略）１　評価の基本方針（１）～（３）（略）（４）評価により、法人の継続的な質的向上を促進する。２　評価方法評価は「全体評価」と「項目別評価」による。評価については、大学の教育･研究･社会貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。　　　　（１）項目別評価ア　小項目評価1. 法人の自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる評価基準により業務実績報告書に自己評価を記入する。〔評価基準〕

|  |
| --- |
| Ⅴ　年度計画を大幅に上回って実施している（削除）・顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合Ⅳ　年度計画を上回って実施している・達成度が計画を上回る取組、実績又は成果を挙げた場合（削除）Ⅲ　年度計画を順調に実施している・達成度が計画どおりと認められる場合（削除）Ⅱ　年度計画を十分に実施できていない・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合（削除）Ⅰ　年度計画を大幅に下回っている・達成度が計画より大幅に下回る場合（削除）（削除） |

②　評価委員会の評価（略）イ　大項目評価評価委員会は、小項目による段階別評価や取組実績等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階別評価を行う。①大阪公立大学に関する措置②大阪公立大学工業高等専門学校に関する措置③大阪府立大学及び大阪市立大学に関する措置④～⑦（略）（削除）［評価基準］

|  |
| --- |
| Ｓ　中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合）Ａ　中期計画の達成に向けて計画どおり進捗している（すべてⅤ～Ⅲ）Ｂ　中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進捗している（Ⅴ～Ⅲの割合が９割以上）Ｃ　中期計画の達成に向けてはやや遅れている（Ⅴ～Ⅲの割合が９割未満）Ｄ　中期計画の達成のためには重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）※（　）の判断基準は目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。（削除） |

（略）（２）全体評価（略）３　評価の進め方（１）、（２）（略）（３）意見申立て機会の付与評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。４（略）５　記述方法（１）（略）（２）付属資料評価委員会における評価作業を効率的・効果的に実施するため、本体業務実績報告書に添付して、以下の付属資料を提出すること。・　法人（大学）の基本的な統計データ（経年比較可能なもの）・　判断根拠の挙証資料・　前年度評価における意見・指摘項目の取組状況６（略）（略） | 公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領（略）１　評価の基本方針（１）～（３）（略）（４）評価により、法人の継続的な質的向上を促進すること。２　評価方法評価は「全体的評価」と「項目別評価」による。評価については、大学の教育･研究･地域貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。　　　　（１）項目別評価ア　小項目評価1. 法人の自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる記入要領により業務実績報告書に自己評価を記入する。

|  |
| --- |
| Ⅴ　年度計画を大幅に上回って実施している。（特に認める場合）・顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合Ⅳ　年度計画を上回って実施している。・達成度が計画を上回る取組み、実績又は成果を挙げた場合・当該年度中に予定より早期に実施した場合Ⅲ　年度計画を順調に実施している。・達成度が計画どおりと認められる場合・当該年度中に実施した場合Ⅱ　年度計画を十分に実施できていない。・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合・実施が翌年度の第1四半期にずれ込むが確実な実施が見込める場合（次年度の年度計画に影響しない場合に限る）Ⅰ　年度計画を大幅に下回っている。・達成度が計画より大幅に下回る場合・当該年度中に実施できなかった場合・計画設定そのものに問題がある場合 |

②　評価委員会の評価（略）イ　大項目評価評価委員会は、小項目ごとの取組実績、法人の自己評価等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階別評価を行う。①教育研究等の質の向上に関する措置（大阪府立大学）②教育研究等の質の向上に関する措置（大阪市立大学）③教育研究等の質の向上に関する措置（工業高等専門学校）④～⑦（略）⑧両大学の統合等に関する措置

|  |
| --- |
| Ｓ　中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合）Ａ　中期計画の達成に向けて計画どおり進捗している（すべてⅤ～Ⅲ）Ｂ　中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進捗している（Ⅴ～Ⅲの割合が９割以上）Ｃ　中期計画の達成に向けてはやや遅れている（Ⅴ～Ⅲの割合が９割未満）Ｄ　中期計画の達成のためには重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）※（　）の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。※法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組を考慮する。 |

（略）（２）全体的評価（略）３　評価の進め方（１）、（２）（略）（３）意見申立て機会の付与評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申し立ての機会を付与する。４（略）５　記述方法（１）（略）（２）付属資料評価委員会における評価作業を効率的・効果的に実施するため、本体業務実績報告書に添付して、以下の付属資料を提出すること。・　法人（大学）の基本的な統計データ（経年比較可能なもの）・　判断根拠の挙証資料・　前年度評価において意見・指摘項目の取組状況６（略）（略） | ・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一、見直し）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一、見直し）・文言整理（表記統一、見直し）・文言整理（表記統一、見直し）・文言整理（見直し）・中期計画変更反映・中期計画変更反映・中期計画変更反映・中期計画変更反映・文言整理（表記統一）・文言整理（見直し）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一）・文言整理（表記統一）・文言整理(表記統一) |